

大型カスタム蓄電システムに関する蓄電システム審査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金（以下、本補助事業という）の応募要領（別冊）大型カスタム蓄電システム用に基づいて、大型カスタム蓄電システムに関する蓄電システム審査（以下、蓄電システム審査という）を行ううえで必要な事項を定める。

(申請)

第2条 蓄電システム審査申請書（以下、申請書という）は一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、S I Iという）に登録された大型カスタム蓄電システム指定認証機関（以下、指定認証機関という）のフォーマットにより、蓄電システム製品毎に指定認証機関に提出するものとする。S I Iから発行された製造事業者等資格登録書および見積仕様書を添付したうえで、補助金予約番号が明記された申請書3部を大型カスタム蓄電システム指定認証機関に提出しなければならない。

(蓄電システム審査の実施)

第3条 蓄電システム審査は、申請書および見積仕様書に基づく書類審査及び工場での製品審査により実施する。但し、製品審査をする工場はSIIに資格登録を行った工場でなければならない。

2. 大型カスタム蓄電システム指定認証機関は蓄電システム審査申請を受理した日から14日以内に、申請者に対し調査員及び製品審査日時を蓄電システム製品審査通知書により通知する。また大型カスタム蓄電システム指定認証機関は、特別な理由がない限り蓄電システム審査申請を受理した日から1か月以内に製品審査を行わなければならない。

3. 工場での製品審査においては「一般社団法人電池工業会が認める蓄電池設備整備資格者」の資格を有する管理者が立ち会うものとする。

(蓄電システム審査の基準等)

第4条 蓄電システム審査に関する審査基準は、次の通りとする。

- (1) 申請書類が第2条に記載された内容を満足していること。
- (2) 製品審査において、実態が申請書および添付書類に記載された内容通りであること。
- (3) 蓄電システムが、本補助事業においてS I Iが定める「補助対象基準」内の「性能及び表示基準」と「蓄電システムの一般および安全要求事項（3）の蓄電システム安全基準」を満足していること。

(蓄電システム審査の結果等)

第5条 蓄電システム審査の実施結果は、蓄電システム製品審査結果報告書に蓄電システム製品審査表を添付して、大型カスタム蓄電システム指定認証機関より申請者およびS I Iに通知するものとする。

(蓄電システム審査申請書の取下げ)

第6条 蓄電システム審査申請を取り下げようとする者は、取下届3部を大型カスタム蓄電システム指定認証機関に届け出なければならない。

解説

- 1) 本蓄電システム審査は、一品一様の審査を実施することとし、シリーズ認証、型式認証は認めない。
但し、同一コンポーネントを用いている場合、当該コンポーネントに関する試験の簡略化は可とする。